

上代における下二段活用動詞

「アフ」及び「アヘテ」の意味・用法について

— 《動詞連用形＋接続助詞テ》型副詞の典型としての考察 —

小 倉 健 太

はじめに

国語副詞の中には、「アゲテ」「カマヘテ」のように、《動詞連用形＋接続助詞テ》をその本来の形とすると考えられるものがある。

こうした《動詞連用形＋接続助詞テ》型副詞を構成する動詞の意味内容が、副詞の意味内容と具体的にどう関わるのかを考察することは、動詞から副詞への品詞転成の様態や条件について考えるうえで不可欠であると考ええる。

本稿では、《動詞連用形＋接続助詞テ》型の副詞のうちから「アヘテ」を取り上げ、上代における当該語の意味・用法と、その構成要素と考えられる動詞「アフ」の意味・用法および両者の関連性について考察する。

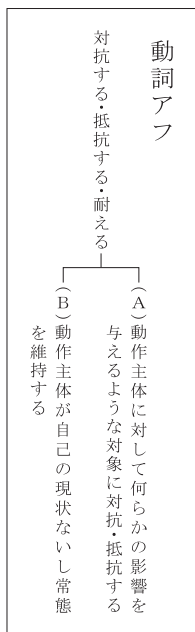
築島裕氏は「平安時代の漢文訓読語につきての研究」のなかで、副詞「アヘテ」を「漢文訓読語としての性格を持ち、和文における

陳述副詞「え…(ず)」「…あへず」と文体の上で対立するもの」とされる。また一方で、漢文訓読文及び和文の「両者に併せ見出され」る例として榮花物語に見える例を挙げ、「必ずしも漢文独自の語法とは定め兼ねる」とされる。

本稿は、「萬葉集」「日本書紀（歌謡を含む）」「古事記（歌謡を含む）」「風土記」「寧樂遺文」にみられる副詞「アヘテ」、またその構成要素と考えられる動詞「アフ」の語史について考察する。上代の資料をもとに、動詞の意味内容が《動詞連用形＋接続助詞テ》型副詞の意味内容とどのように関連するのかについての示唆を得ることを目的とする。

動詞「アフ」に関する先行論として、吉井健氏の論考が挙げられる。^{注3}氏は、「不可能を表す接尾動詞」という共通点から、「カヌ」「カツ十否定辞」とともに動詞に下接する「アフ」、さらに打消し表現をとまなう「アヘズ」を取り上げ、「萬葉集」を中心に、上代に

おけるそれぞれの意味内容の異同について考察されている。氏は、動詞「アフ」の意味を次のように整理された。



また、他の動詞に下接する「アフ」が、「し通す」「しぬく」といった一種のアスペクトの意味を担っている点、さらにはそうした「アフ」が、「困難な状況によって上接の動詞の表す動作の実現が危惧されるといふ文脈」において助動詞「ず」「む」などを伴って(アヘズ・アヘム)の形で現れることが多い点をも指摘された。その理由として、「アフ」の持つ対抗・抵抗といった意味が受動的であり、「アフ」が下接した全体は、意志の制御が及ばないものとして捉えられる傾向にある」ため、そこに「動詞に下接するアフ」が否定に傾向し(ヘ中略)余儀なく成就できないという不可能表現になりゆく」契機があったとされるのである。

氏の論は、上代における動詞「アフ」の意味・用法、また不可能表現「アヘズ」の意味の実体を考察する上で得るところの多いものであるが、動詞「アフ」と副詞「アヘテ」の関連や、「アフ」「アヘテ」と訓じられる字の字義との関連についての考察は行われていない。

以下、氏の論を踏まえつつ、上代における動詞「アフ」ならびに副詞「アヘテ」について、実際の用例に即して再検討を行う。

考察にあたり、「萬葉集」「古事記」「日本書紀」(ともに歌謡を含む)、「風土記」、「寧樂遺文」収録の諸文書を調査対象とした。「萬葉集」については、「新編日本古典文学全集 萬葉集」(以下、「萬葉集全集本」)を本文テキストとして採用し、音仮名表記例をその確例とした。また訓仮名表記例については、同書の訓読に依拠し、「アフ」または「アヘテ」と訓まれた可能性の高い用例として扱った。

「古事記」「日本書紀」「風土記」については、「萬葉集」において「アフ」訓の付された「敢」「堪」「肯」「耐」各字の用字・付訓について考察する。テキストとして採用したのは日本古典文学大系本である。

一 「萬葉集」における動詞「アフ」の出現状況と意味

以下に、「萬葉集」に見られる下二段動詞「アフ」及び「アヘテ」の用例を掲げる。

一 一 動詞「アフ」の音仮名表記例

調査範囲の限り、「萬葉集」において「アフ」が単独で用いられるのは次の二例である。

1 京師より來贈せる歌一首

海神の 神の命の み櫛笥に 貯ひ置きて 斎とふ 玉にまさりて 思へりし 吾子にはあれど うつせみの 世の理と 大の 引きのまにまに しなざかる 越道をさして 延ふ鶯の 別れにしより 沖つ波 撓む眉引 大船の ゆくらゆくらに 面影に もとな見えつつ かく恋ひば 老いづく吾身 けだし 堪へむかも (氣太志阿倍牟可母) (卷19・四二二〇番歌)

2 秋されば 置く露霜に あへずして (安倍受之弓)

都の山は 色づきぬらむ (卷15・三六九九番歌)

用例1は、嫁がせた娘をいとしがる父の歌で、「萬葉集全集本」は「老いづく吾身けだし堪へむかも」を「年老いてきたわたしの体はもしや保たないのではないかしら」と釈し、「アフ」を「たえしのぶ、保ちこたえる」意の動詞とする。老いという不可避の状況変化に加え、「玉にまさりて思」つていた娘が嫁いでゆくという事態は、詠人にとってたえきれぬかどうかかわからないものである。「たえしのぶ、保ちこたえる」とする釈は妥当であると思われる。「たえしのぶ、保ちこたえる」とする釈は妥当であると思われる。

用例2は、秋に色を変ええるであろう都の山を人に擬え、その原因を置く露霜にたえきれないためとする歌である。季節の移り変わりは絶対のものであり、「たえよう、保ちこたえよう」としてもしき

れずに色を変えてしまおうであろうさまを詠んだと考えられる。この例も、用例1と同様の解釈で差し支えないように思われる。

ここで、解釈の際に用いられる「保ちこたえる」という行為を、「たええる」行為の持続であると考えれば、「アフ」の原義は「たえる」であると言えるかもしれない。以後、「アフ」の原義を「たえる」と仮定して考察してみたい。

また、複合動詞の一部として、また補助動詞として用いられる例も見られる。

3 わが背子は 玉にもがもな 霍公鳥

声にあへ貫き (許惠尔安倍奴吉) 手に巻きて行かむ (卷17・四〇〇七番歌)

4 母刀自も 玉にもがもや 頂きて

角髪みづほのなかに あへ纏かまくも (阿敏麻可麻久母) (卷20・四三三七番歌)

5 常の恋 いまだやまぬに 都より

馬に恋來ば 担ひあへむかも (尔奈比阿倍牟可母) (卷18・四〇八三番歌)

6 天雲に 雁ぞ鳴くなる 高円の

萩の下葉は もみちあへむかも (毛美知阿倍牟可開) (卷20・四二九六番歌)

「萬葉集全集本」によれば、これらの例における動詞「アフ」はそれぞれ、

・ 「(あなたを) 霍公鳥の声に混せて緒に通し…」 (用例3)

・ 「角髪の中に混せて巻きつけようか」 (用例4)

・ 「背負いきれましようか」 (用例5)

・ 「下葉は色づきおおせるだろうか」 (用例6)

のように積される。

「アへハ(動詞)」の形で、複合動詞の一部として用いられる「アフ」(用例3・4)の場合、用例1のように「たえる」意の動詞と解釈すると、「たえつつ貫く」「髪の中に、たえつつ巻く」となる。しかし、両例中の動詞「貫く」「巻く」を修飾する客体は、玉に擬えられた愛しい人であり、母である。「貫く」「巻く」ともに、たえつつ行うような行為とは考え難い。

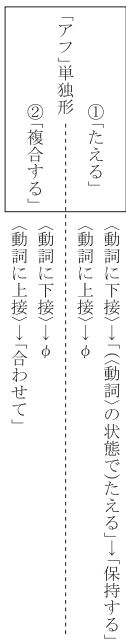
こうした、複合動詞の一部としての動詞「アフ」は、「たえる」意の「アフ」と異なり、「霍公鳥の声」や「髪の毛」など、複数の事物を対象として用いられる。「萬葉集全集本」の頭注に「アへ」そのものの意味を「合わせ」としていることを考えると、この場合の動詞「アフ」は「(複数の事物を) 複合する」意で用いられていると考えられる。

「(動詞) + アフ」の形で補助動詞として用いられる「アフ」の場合、「たえる」と解釈すれば「担った状態でたえる」また「色づききる」となる。「担う」「色づく」という上接動詞の意味を継続した

状態で「たえる」ことはつまり、「(上接動詞によって引き起こされる) ある状態を保持する」ことであると思われる。ここから、用例5・6のように動詞に下接し、補助動詞として用いられる「アフ」には「(動詞) の状態を」保持する」という意を認める事ができると考える。「背に乘せる恋が多すぎるため、詠人の所まで馬が「担う」動作を保持できるだろうか」(用例5)、「もみじした状態を保持できるだろうか」(用例6)の如くである。

用例による限り、これらの「アフ」は大きく二つの意味が認められることになる。^(注5) すなわち、用例1・2・5・6の「アフ」と用例3・4の「アフ」は同音異義の別語であり、複合動詞の一部として働く場合は「合わせる」意の「アフ」が用いられ、本動詞もしくは補助動詞として用いられる場合には、「堪える」意の「アフ」が用いられている可能性が指摘できる。図示すると次のようになる。

ただし調査範囲の限り、左図のうちの②「複合する」意の「アフ」が本動詞として用いられた例は見出すことが出来なかった。本項では、用例3・4から遡って推測される本動詞の意味を②「複合する」として記すにとどめる。



一―二 動詞「アフ」の訓仮名表記例

本項では、「萬葉集」における動詞「アフ」の訓仮名表記の例を掲げる。「萬葉集全集本」によって、動詞「アフ」の例であると推定できる例は、調査範囲の限り以下のとおりである。

- 7 足玉も 手珠もゆらに 織る機を
君が御衣に 縫ひも堪へむかも (縫將堪可聞)
(卷10・二〇六五番歌)
- 8 血沼廻ちぬみより 雨そ降り來る四極しよつの白水郎あま
網手綱乾せり 濡れもあへむかも (沾將堪香聞)
(卷6・九九九番歌)
- 9 ……黒髮敷きて 人の寝る 味眠は寝すて 大船の ゆくらゆ
くらに 思ひつつ わが寝る夜らを 續つみもあへむかも (續
文將敢鴨)
(卷13・三二七四番歌)
- 10 兒らが家道 やや間遠きを ぬばたまの
夜渡る月に 競ひあへむかも (競敢六鴨)
(卷3・三〇二番歌)
- 11 言に出でて 言はばゆゆしみ 山川の
激つ心を 塞かへたりけり (塞耐在)
(卷11・二四三二番歌)
- 12 嘆きせば 人知りぬべみ 山川の

激つ情を 塞かへてあるかも (塞敢而有鴨)
(卷7・一三八三番歌)

13 山河に 筥うすを伏せて もりもあへず (不肯盛)
年の八歳を 吾が竊まひし (卷11・二八三二番歌)

14 神名火に ひもろき立てて 齋いはへども
人の心は まもりあへぬもの (間守不敢物)
(卷11・二六五七番歌)

15 奥山の 磐に蘿むし 恐くも
問ひたまふかも 思ひあへなくに (念不堪國)
(卷6・九六二番歌)

16 月讀の 光は清く 照らせれど
惑へる情 思ひあへなくに (不堪念) (卷4・六七二番歌)

用例7・8・9・13のように、(連用形転成名詞+係助詞「も」+
「アフ」)の形で用いられる場合、また、用例10・11・12・14・15・
16のように、(動詞+「アフ」)の形で付訓される場合が見られる。

これらは同書の訓読によるかぎり、動詞「アフ」の例と考えられるが、一部付訓の異なる写本もみられる。「校本萬葉集」(注6)によって異同のある例を整理すると、後掲の異同表のようになる。(注7)

「アフ」訓の付された字については、「敢」字以外に「堪」「肯」「耐」字があるが、後掲の異同表、用例8の「タヘムスルカモ」(細

井本萬葉集)のように「敢」字を「タフ」で訓ずる場合、また用例13の「まもりかへ」(嘉曆傳承本萬葉集)のように「カフ」を用いる例もみられる。へ動詞+「アフ」の形をとる場合の「アフ」の意味内容が、「堪」「肯」「耐」等の字義、または動詞「タフ」「カフ」の意味内容と類似するものであるとも考えられる。

各歌の詠歌内容については、前項で提示した本動詞①「たえる」のうち、へ動詞に下接した場合の意味「動詞」の状態を保持する」をもって解釈しようように思う。「萬葉集全集本」をもとに解釈すると、それぞれ次のようである。

7 足玉も手玉も鳴るほどせつせと織っている布を君の着物に縫い
いとおせるだろうか。

8 千沼のあたりから雨が降ってきましたなあ。四極の海人が乾
した網手綱が濡れてしまうのではないでしょうか。

9 人並みの共寝もせずに、大船のゆらゆら揺られて恋しく思いな
がら私の寝る夜は、数え切れようか。

10 妻の家までの道のりはちよつと遠いが、ぬばたまの夜空を渡
る月より速く着くだろうか。(月と「競つ」て競いされるだろ
うか)

11 口に出して言えば不吉なので、山川のようにほとばしる心を
じつと塞ぎとめている。(せき止めた状態を保持している)

12 嘆いたら人に知られそうなので、谷川のようにほとばしる心
をじつと塞ぎとめているのです。(せき止めた状態を保持して
いる)

13 山川に釜を仕掛けて、番をしきれないので、八年間も私はく
すねてやった。

14 神奈備にひもろきを立てて慎み祈るのだが、人の心というも
のは守りきれないものだ。

15 奥山の岩に生える苔のように厳しくもおたずねになることよ。
(私は)歌を思いつくこともできないのに。

16 この月の光は清く照らしていますが、千千に乱れた心にはお
訪ねするなど思いも寄りません。(思うという動作をしきれま
せん)

【異同表】

用例7 「ヌヒモアヘムカモ」―「ヌヒアヘムカモ」(寛永版萬葉集)

「ぬひてきせむかも」(元暦校本萬葉集・

類聚古集・天治本萬葉集)

「ヌヒテキセムカモ」(神田本萬葉集)

「ヌヒアエムカモ」、「縫將堪」左傍「ヌ

ヒテキセム」(細井本萬葉集)

「縫將堪」左傍緒「ヌヒテキセムカモ」

(京都帝国大学本萬葉集)

用例8 「ヌレモアヘムカモ」―「ヌレテタヘムカモ」(寛永版萬葉集)

「タヘムス□カモ」(元暦校本萬葉集)

「これはたへむかも、墨にて「こ」抹

消(類聚古集)

「タヘムスルカモ」(細井本萬葉集)

「ヌレハタエムカモ」(古葉略類聚鈔・

神田本萬葉集)

「ヌレテタエンカモ」(西本願寺本萬

葉集)

「ヌレテタエムカモ」(温故堂本萬葉集)

「沾」左傍緒「ヌレハ」(京都帝国大学

本萬葉集)

「ヌレハタヘムカモ」(萬葉代匠記初

稿本)

「ヌレアヘムカモ」(萬葉集古義)

用例9 「ヨミモアヘムカモ」―「ツキモアヘムカモ」(寛永版萬葉集)

「文」右傍墨「モ」(類聚古集)

訓「ヨミモアヘムカモ」(萬葉代匠記初

稿本)

用例10 「キホヒアヘムカモ」―「きをひあへむかも」(類聚古集)

「キヲヒアヘンカモ」(神田本萬葉集)

用例11 「セカヘタリケリ」―「セキソカ子タル」(寛永版萬葉集)

「セキソカネツル」(嘉暦傳承本萬葉集・

類聚古集)

「耐在」左傍「タヘタル」(神宮文庫本

萬葉集)

用例12 「セカヘタルカモ」―「セカヘタルカモ」(寛永版萬葉集)

右傍緒「セキヨリテアルカモ」緒右傍

墨「トイ」(元暦校本萬葉集)

「せきとりてかも」(類聚古集)

「セキトリテアルカモ」(古葉略類聚鈔・

神田本萬葉集)

「塞取」左傍「セキアヘス」(温故堂本

萬葉集)

用例13 「モリモアヘズ」―「モリカヘニ」(寛永版萬葉集)

「まもりかへ」(嘉暦傳承本萬葉集)

「モリアヘヌ」(西本願寺本萬葉集)

用例14 「マモリアヘヌモノ」―「マモリアヘヌカモ」(寛永版萬葉集)

「不敢物」左「アヘスモ」(神宮文庫本

萬葉集)

用例15 「オモヒアヘナクニ」―「オモヒタヘナクニ」(寛永版萬葉集)

「オモタヘナクニ」(類聚古集)

「ヲモヒアヘナクニ」(元暦校本萬葉集)

「ヲモヒタヘナクニ」(古葉略類聚鈔・

細井本萬葉集)

用例16 「オモヒアヘナクニ」―「タヘスオモホユ」(寛永版萬葉集)

「タヘシトオモフ」(萬葉考)

以上、「萬葉集」に見られる動詞「アフ」の意味内容と出現形態について検証した。

掲げた十六例のうち、音仮名表記と訓仮名表記の例を合わせても、動詞「アフ」が単独で用いられる例は二例しか見られない。ともに前項で記した①「たえる」の意で用いられており、また残る十四例のうち十二例は、「保持する」の意で、補助動詞的に用いられ、①「たえる」意から派生したと考えられる例である。

②「複合する」の意で用いられる例も二例みられるが、考察のかぎり、「萬葉集」における動詞「アフ」の意味としては①「たえる」意及びそこから派生した「保持する」意が支配的であることがわかる。次節では、この考察結果を踏まえ、動詞「アフ」から副詞「アヘテ」への変遷の様相を考察する。

一―三「萬葉集」における「アヘテ」の出現状況と意味

ここでは、前節で考察した動詞「アフ」の意味内容との比較の観点から、「萬葉集」における「アヘテ」の例を考察する。「萬葉集」に見られる「アヘテ」の例は次の三例である。

17 磯隠りゐて 何時しかも この夜の明けむと さもらふに
眠の寝かてねば 瀧の上の 浅野の雉 明けぬとし 立ち騒く
らし いざ兒等あへて (安倍而) 漕ぎ出むにはも静けし
(三八八番歌)

18 大目秦忌寸八千鳥の館にして宴する歌一首
奈呉の海人の 釣する舟は 今こそば

船柁打ちて あへて (安倍而) 漕ぎ出め (三九五六番歌)

19 由良の崎 潮干にけらし 白神の
磯の浦廻を あへて (敢而) 漕ぐなり (二六七一番歌)

用例17は、船旅の際の詠歌である。潮騒の激しさを恐れて磯に隠れ居たのだが、雉の声がし、夜が明けたことを知る。見ると、海面も静かに風いでいる。そういう状況下で、船頭達に船出を催促するその言葉の中に「アヘテ」が用いられている。

「萬葉集全集本」では、「アヘテ」を「押し切つて」とする。前夜は「潮騒の波を恐み」居たのであるし、「何時しかもこの夜の明けむ」と夜明けを待ち望んでいたものと思われる。船頭たちの反応は知り得ないが、前夜に航行不能となった経緯からして、航行再開に樂觀的になれないものと考えられまいか。そうした状況下では、「萬葉集全集本」の解釈のように、「躊躇する気持ち」を押し切つて漕ぎ出す」必要があると思われる。

また、そうした状況のもと、船頭達を鼓舞する詠であるとする
と、本動詞①「たえる」を踏まえて「さあ船頭たちよ。（尻込みする気持ち）を）たえて漕ぎ出しよう」とも解釈できるように思う。

一方で「アヘテ」を本動詞の②「複合する」の意で解釈することもできる。その場合、「さあ船頭たちよ。（力）を）合わせて漕ぎ出しよう」と、詠人が船頭に対して、より具体的な指示を出した形になるうか。

用例18には、「右は、館の客屋にして居ながら蒼海を望む。よりて主人この歌を作れり」の左注が付される。八千島の館の客屋で宴会をしたおり、みなで海に漕ぎだそうという話になったと推測できる。「全集本萬葉集」が「船柁打ちて」を「舷々相摩す勢いで」とすること、また左注から推測する限り、宴会の折、場の雰囲気では「海に漕ぎだそう」ということになった上での詠歌と思われることを考慮すると、船出を躊躇する要素は見出しにくい。この場合は

「アヘテ」を「(力)を）合わせて」と、②「複合する」の意で解釈するのが穏当であろう。

用例19は、「アフ」を「たえる」意と解釈すれば、「由良の崎は潮が引いたようだ。白神の磯の浦を船が（漕ぎにくい現状を）たえながら漕いでいる」となり、「複合する」意に解釈すれば「潮が引いた白神の磯の浦を、船員が（力）を）合わせて漕いでいる」となるう。

三例とも、「アヘテ」が「漕ぐ」という動詞を修飾しており、解釈上、用例3・4のように動詞に上接して「合わせて」の意を表す例と共通しうるものである。

本動詞の①「たえる」意を以て解釈することも可能であるが、「たえる」意で用いられる場合、補助動詞としての例がほとんどであり、他の動詞を修飾する形に発展するとは考えにくい。

ここから、用例17・18・19の三例は本動詞の②「複合する」の意で用いられていると考えられそうであるが、その場合問題なのは、②「複合する」の意で用いられる場合の「アフ」は他動詞であるにも関わらず、何を「アヘ（＝複合させ）るのか」という点、すなわち目的語が明示されない点である。このことにより、当該三例における「アフ」を自動詞としなければならず、先の考察と矛盾する。また先述の如く、本動詞の①「たえる」意を以てしても解釈が可能であり、これらの例が本動詞の①・②いずれの意で用いられているかは判断しがたい。即断は避けねばならないが、修飾―被修飾関

係を持つという点を重視すれば、当該三例における「アヘテ」は、用例3・4のように「アヘ十動詞」の形で複合動詞の一部として働く「アフ」の例から発展したものが穏当と考える。

二 日本漢文資料における「敢」「堪」「耐」「肯」 字の用字と付訓

ここでは萬葉集にみられた「敢」「堪」「耐」「肯」の四字の使用実態について、日本漢文資料「日本書紀」「古事記」「風土記」「寧樂遺文」収録の諸文書のそれぞれの資料をもとに考察する。

調査の結果、「耐」字のみ使用例が見られないもの^(注10)、「敢」「堪」「肯」字についてはそれぞれ用例が見られた。以下実際の用例をもとに確認する。なお、各用例の付訓は、国史大系本・日本古典文学大系本収録の諸本によって推定された訓に従った。

二一 「敢」字の用字とその付訓の実態

見出した「敢」字の用例のうち、「敢」字を「アフ」と訓じた例はみられない。ほとんどが「アヘテ」と訓じられた例、または助詞「テ」のみが付された例であった。

以下、「敢」字の用例と同字に付された訓について、その代表的なものを掲げる。日本書紀の用例については、(一)に日本古典文学大系本の訓読を併記した^(注11)。

〈アヘテもしくは助詞のテのみが付訓される例〉

20 寧可以口吐之物、敢^{アヘテ}養我乎。 〈日本書紀・神代卷〉

(寧^{アヘテ}ぞ口より吐れる物を以て、敢^{アヘテ}へて我に養ふべけむ)

21 如何棄置當就之國、而敢^{アヘテ}窺窬此處乎。 〈日本書紀・神代卷〉

(如何ぞ就くべき國を棄て置きて、敢^{アヘテ}へて窺窬此の處を窺窬ふや)

22 今我也弟之。且文獻不^レ足。何敢^{アヘテ}繼^{アヘテ}嗣位^一、登^{アヘテ}天業^一乎。

〈日本書紀・仁徳即位前紀〉

(今我は弟なり。且文獻足らず。何ぞ敢^{アヘテ}へて嗣位に繼ぎて、天業登らむや)

以下に、各用例の背景の概略を確認する。

用例20は、下界に下った月夜見尊を保食神が接待する場面で、饗応のための料理を口から出したのに月夜見尊が激怒する場面である。「どうして口からはき出したものなどで、無理に私をもてなそうというのか」の意に解することができる。

用例21は素戔嗚尊が、姉天照大神を訪ねて高天原に登る場面である。国を奪われると思った天照大神が「伊弉諾と伊弉冉が諸神に国を授けて境を保たしめているのに、なぜ自らの国を顧みず殊更に私

の所にこようというのか」と嘆く場面である。

用例22は、菟道稚郎子うさのみちのこが、皇位継承にあたり、兄である大鷦鷯尊おほさざりに譲位する場面で、「私は弟であり、しかも見識に乏しい者です。

(そのような者が) どうして殊更に皇位を継承し、天下を治めるに足るでしょうか」と理解できる。

〈タケキヒトと付訓される例〉

23 天皇遣_二春日小野臣大樹_一領_二敢死士_三二百_一：

〈日本書紀・雄略紀十三年八月〉

(天皇、春日小野臣大樹を遣して敢死士二百を領て：)

24 鞠_レ旅會_レ衆、遂與定_レ謀。廻分命_二敢死_者數萬_一、

〈日本書紀・持統紀称制前紀〉

(旅に鞠げ衆を會へて、遂に與に謀を定む。廻分ちて敢死_者數萬に命せて、諸の要害の地に置く。)

〈国〉：廻分_テ命_ニ敢死_者數萬_一、

〈「敢」字を含む句全体に付訓される例〉

25 時伊弉諾尊、乃投其杖曰、自此以還、雷不敢來。

〈日本書紀・神代上〉

(時に伊弉諾尊、其の杖を投てて曰はく、此より以還、雷敢來じ)

〈国〉「雷不_二敢來_一」

〈吉〉「雷不_二敢來_一」

用例23は播磨の文石小麻呂を討伐するため、雄略帝が春日小野臣大樹に百名の兵を率いて宅を包囲させる場面、用例24は持統天皇が天武天皇とともに吉野に落ちる際の描写である。また用例25は、死した伊弉冉に会うために黄泉に向いた伊弉諾が、言いつけを破って伊弉冉の方を振り返ってしまった、伊弉冉に追われる一幕である。追い来る伊弉冉に対し、桃の木で作った杖を投げつけたため、伊弉冉の体から発する雷が伊弉諾の所まで届かない、という場面である。

見出した例のうち「敢」字単独で動詞として用いられる例はなく、全てが副詞の例である。また「アヘテ」「テ」以外の付訓を持つ例でも、「敢」字が他四二例と同様に動詞(「死」「来」)を修飾していることには変わりなく、字義としては「アヘテ」と付訓された「敢」字の例と同様と考えてよいと思われる。次に、今少し用例を掲げる。

26 更に、筑波の岳に登りまして、亦客止を請ひたまひき。此の時、筑波の神答へけらく、「今夜は新粟管すれども、敢へて尊旨に奉らずはあらじ(不敢不奉尊旨)」とまをしき。

〈常陸国風土記 筑波郡〉

27 巨狭山命答へてまをししく、「謹みて大き命を承りぬ。敢へて辭ぶるところなし（無敢所辭）」とまをしき。

〈常陸国風土記 香島郡〉

28 時に、子哀しみ泣き、面を拭ひて答へけらく、「謹しみて母の命を承りぬ。敢へて辭ぶるところなし（無敢所辭）。：」

〈常陸国風土記 那賀郡〉

29 「吾は兒なし。請ふらくは、天女娘、汝、兒と爲りませ」といひき。答へけらく、「妾れ獨人間に留まりつ。何ぞ敢へて従はざらむ（何敢不従）。請ふらくは衣裳を許したまへ」といひき。

〈丹後国風土記 具社〉

30 俄にして、建借問命、大きに權議を起こし、敢死つる土（敢死之土）を校閲りて、

〈常陸国風土記 行方郡〉

31 戸主敢石部龍麻呂敢石部破田壹町 陸談、遭風損六分
（寧樂遺文・遠江國濱名郡輪租帳）
32 ……意者夫四時改變、八節推移、俄頃須臾、一周已度、且俗禮有限、不敢固違、每想提獎之教…

（寧樂遺文・大般若波羅蜜多經五七）

33 仍敬寫經一百卷、所爲既訖、敢以存敬伏願…
（寧樂遺文・楞伽經卷二）

34 同茲景福、共沐禪流、或變桑田、敢作頌曰…

（寧樂遺文・十誦律第七誦卷四二）

35 草創西林寺、復以梅檀高首・土師長兄・高連羊古首・韓會古首、敢奉塔寺…
（寧樂遺文・金剛阿彌陀佛造像記）

「風土記」では、「日本書紀」と同様に「敢」が「アヘテ」と訓読され、副詞として「奉」「辭」「從」などの動詞を修飾している（用例 26・27・28・29）。また「アヘテ」以外の訓があてられる場合（用例 30）も、文法上、他の「敢」字例のように副詞用法をとる例と同義と考えてよいと思われる。また「寧樂遺文」における用例についても、地名の一部として用いられる例以外は、他資料と同様の傾向がみられる。「萬葉集」においては、「アヘテ」の例を本動詞②「複合する」意を以て解釈したが、日本漢文資料にみえる用例は「殊更に」の意で用いられていると考えられ、本動詞①「たえる」意から派生したものと考えられる。「たえ」で行為を行うことは、「殊更に」その行為を行うことと考えられるからである。また、「不敢」や「無敢」の形で否定辭を上接して動詞を修飾し、「決して（動詞）しない／ない」のように解釈できる例（用例 26・27 など）もあるが、こうした例も「殊更に」の意を以て解釈が可能であろう。明確な意志を持って行為を行わないことは、「決して（動詞）しない／ない」という解釈につながるものと考えられるからである。

二二 「堪」字の用字とその付訓の実態

対象資料中において、「堪」字に「アフ」「アヘテ」訓の付された例はみられず、「タフ」「タヘタリ」と付訓される例が多い。またほとんどの例が「不堪」の形で現れ、「タヘズ」の付訓がなされる。

36 「官船名^一枯野^一者、伊豆國所貢之船也。是朽之不^レ堪^レ用^一。

…

〈応神紀三十一年八月〉

〔官船の、枯野と名くるは、伊豆國より貢れる船なり。是朽ちて用ゐるに堪へず。…〕

〈国〉是朽^チ之不^レ堪^レ用^一

ズ タエ モチユルニ〔北

37 以^二其行業^一、堪^レ成^二朕志^一。 〈雄略紀二十三年八月〉

（其の行業を以すに、朕が志を成すに堪へたり。）

用例36は「枯野」と名付けられた官船についての応神天皇の言で、「伊豆から献上されたこの船は、（永く公用していたので、木が）朽ちて実用にはならない」と解釈できる。用例37は、雄略帝崩御の際の言葉である。気性が荒く腹黒い星川皇子を憂う一方で、異母兄弟である白髮皇子の仁と孝を誉めるのである。「お前のような人柄であれば、後継者として私の志を引き継ぐにふさわしい」と理解できる。

「不堪」の形をとる全八例について、後に続く語を見てみると、

「不堪寒」のように「堪」が「堪える」の意で用いられる例も見えるものの、多くが〈不堪十用言〉の形で現れ、〈用言〉するのに不適である」のように用いられている。

「日本書紀」の「堪」字の例が多く「適当である」「ふさわしい」の意に用いられていること、さらに、そうした「適当である」「ふさわしい」意の例を「タフ」と訓じた例（用例36・北野神社蔵本傍訓参照）のあることからすれば、「たえる」または「保持する」意で用いられる「堪」字を「アフ」と訓じ（用例15・16）、「適する、ふさわしい」意で用いられる「堪」字を「タフ」と訓じていた可能性を指摘できるかもしれない。このように「堪」字の用いられる文脈に応じてふさわしい訓を使い分けている例は「古事記」「風土記」にもみられる。

二三 「肯」字の用字とその付訓の実態

「肯」字の例はすべて「不肯」の形であらわれ、「アヘズ」、また打消の助動詞も含めた「カヘニス」「カヘズ」「ガヘズ」「ガヘンゼズ」の付訓例がみられる。また、「日本書紀」において、「アヘテ」の一部分（助詞の「テ」）であろうと思われる付訓の例が一例みられた。

38 今縦汝王、自來聞^レ勅、吾不^二肯^一勅^一。

〈日本書紀・繼體紀二十三年四月〉
（今縦し汝が王、自ら來りて勅を聞くとも、吾肯へて勅せじ。）

〈国〉：吾不^シ肯^テ勅^シ

39 謹待三月、佇^レ聞^ク勅旨^ヲ、尚不^レ肯^テ宣^ス。

〈日本書紀・繼體紀二十三年四月〉

（謹みて三月を待ちて、勅の旨を聞かむと佇めども、尚し宣り肯へず。）

〈国〉：尚不^レ肯^テ宣^ス。

40 八月、官者吉備弓削部虚空、取急歸^レ家。吉備下道臣前津屋

（或本云、國造吉備臣山）留^レ使虚空^ニ。經^レ月不^レ肯^テ聽^ク上京

都^ニ。 〈日本書紀・雄略紀七年七月〉

（八月に、官者吉備弓削部虚空、取急に家に歸る。吉備下道臣前津屋、或本に云はく、（國造吉備臣山といふ。）虚空を留め使ふ。月を経るまで京都に聽し上らせ肯へにす。）

タテマツリアゲ ユルシ上ル^ニ熟^ス
〈国〉：經月不^レ肯^テ聽^ク上京^ニ都^ニ。

ミヤコニマウボラセカヘニス^{【察】}

用例38は新羅からの侵攻に悩む任那の要請を受けた近江毛野臣が、天皇の勅を伝えるべく新羅・百済の王を呼んで原因を糺し、新羅と

任那を和解させんとする場面である。「今仮に百済の王が出向いてきて（繼體帝の）勅の如何を尋ねたとしても、私は決して話すものか」の意に解せる。百済の臣の無礼な態度に立腹した近江毛野臣にしてみれば、単に「肯^カへず」として「許可しない」ことを述べるのみでは不足であつて、無礼を受けたことによる憤慨を表現するためには「アヘテ：ズ」の持つ「決して：（しない）」のニュアンスが必要であつたと思われる。

また用例39、近江毛野臣の従者の態度から、百済への敵対心を見て取つたある乞者の言に「尚不肯宣」が用いられる。「三ヶ月の間身を慎んで勅を待つたのに、やはり伝えてくれない」ようになる。

用例40は吉備下道臣前津屋が、帰宅した吉備弓削部虚空を家にとどめ置き、月が過ぎるまで都に上ることを許さない場面である。「カヘニス」は「許可しなかつた」の意で用いられている。

このように、「肯」字は補助動詞的に、「（動詞）することを」許可する「受け入れる」の意で用いられていることが分かる。こうした意味は「アフ」には見られないものであつたが、「肯」字に「アフ」の付訓がなされる例もみられる。

41 「妾が弟、名を健津三間といひて、健村の里に住めり。此の人、美しき玉有たり。名を石上の神の木蓮子玉といふ。愛しみ

て固く藏し、他に示せ肯へず（不肯示他）」とまをしき。

〈出雲国風土記 彼杵郡〉

42 大家嶋 郡の西にあり。昔者、纏向の日代の宮に御宇しめし

し天皇、巡り幸しし時、此の村に土蜘蛛あり、名を大身とい

ひき。恆に皇命に拒ひて、降服ひ肯へざりき（不肯降服）。

〈肥前国風土記 松浦郡〉

用例41の場合、秘藏している玉を見せる行為を保持するために、所有者である健津三間が見せる行為を受け入れねばならない。また用例42も、土蜘蛛側が「降伏」を受け入れなければ「降伏」状態を保持させることができない。先の「堪」字の付訓と同様に、文脈に応じて最適な付訓が選択された結果、「肯」字に「アフ」訓が付されることになったものと思われる。

むすび

本稿では、《動詞連用形＋接続助詞テ》型の副詞の中から、「アヘテ」をとりあげ、副詞の構成要素と考えられる下二段活用の動詞「アフ」の意味・用法を、上代の資料に見られる用例から考察した。考察対象としたのは「萬葉集」「古事記」「日本書紀」「風土記」、加えて「寧樂遺文」収載の諸文書である。

「萬葉集」に見える動詞「アフ」は、大きく二種類に分けられる

ように思う。^(注4) ①「たえる」意の「アフ」と、②「複合する」意の「アフ」である。

① 「たえる」意で解釈される例の多くは、補助動詞的に用いられている。他の動詞に下接し、「(動詞)の状態で」たえる「すなわち「保持する」意を表す例がほとんどである。

② 「複合する」意の例は、調査範囲において二例しか見られないものの、他の動詞に上接し、複合動詞の一部として「合わせて(動詞)する」意を表すものである。

「アヘテ」は三例が見られ、すべて動詞「漕ぐ」を修飾する例であった。三例とも動詞「アフ」のどちらの意でも解釈可能な例である。「アヘテ」が副詞として動詞の意味内容から乖離し、独自の意味を有しているとは考えにくい。

第二節では、「萬葉集」における考察を踏まえ、「日本書紀」「古事記」「風土記」などの日本漢文資料を用い、「萬葉集」において「アフ」訓のみられた「敢」「堪」「肯」字について、用字及び付訓の考察を行った。

「敢」字は「殊更に」や、否定辞を伴って「決して(動詞)しない/ない」のように副詞として用いられ、専ら「アヘテ」または助詞の「テ」の付訓がなされる。「堪」字は「適する」の意で動詞として働き、多く「タフ」と訓じられる。「タフ」訓以外では、「不堪」の形で「アヘズ」の訓を持つ例も見られた。「肯」字は、副詞

として働く場合に「アヘテ」訓を持つ例も見られる(用例38)もの、多くは「カフ」と訓じられ「許可する」「うけいれる」の意を有する動詞であった。

このように、動詞として働く「堪」「肯」字に関しては、「タフ」「カフ」以外の、字義との結びつきがさほど認められない和語であっても、文脈からよりふさわしい意味内容を持つ和語が訓として選択された可能性が指摘できる。対して、副詞として働く「敢」字の場合、「アヘテ」以外の訓がほとんど見られない。

「萬葉集」の音仮名表記「アヘテ」三例については、動詞「アフ」の二つの意味①「たえる」、②「複合する」のうち、どちらを以ても動詞として解釈することが可能であったが、日本漢文資料においては、当該漢字が副詞として働く場合のみ、「アヘテ」が訓として用いられている。

動詞の意味内容が副詞の成立に影響しているとの前提から、動詞「アフ」の①「たえる」意に注目すれば、「たえ」つつ行うことは「殊更に」その行為を行うことと考えられる。また、否定辞を伴う場合も、「明確な意志の下」殊更に「しない」となり「決して：しない」という解釈へとつながってゆくものと考えられる。

つまり、「萬葉集」における動詞「アフ」の二つの意味内容のうち、①「たえる」意で用いられる「アフ」が、副詞として働く漢字の訓として「アヘテ」の形で用いられるようになり、副詞「アヘ

テ」として定着した可能性が指摘できるのである。^{注15)}

ただし本稿において対象とした資料の書写年代については、いずれも平安中期から鎌倉、江戸までと幅が広い。これまで考察してきたことについても、音仮名で記された例以外は確例ではなく、各々の資料の書写年代における言語状況を反映したものである可能性もある。今後調査の場を拡げてゆく中で、①「たえる」意の「アフ」のみでなく、②「複合する」の意で用いられる「アフ」にも留意して考察を継続したい。

注

(注1)「平安時代の漢文訓読語につきての研究」(築島裕著 一九六三年三月発行 東京大学出版会)による。

(注2)同書には「を」と君たちのかぶりなどし給へるも、おくれじくとまどひ給へるも、あへてよせつけたてまつらず」(栄花・月の宴・岩波文庫本上五二頁)が引用される。

(注3)「上代における不可能を表す接尾動詞「アヘズ・カヌ・カツ」否定辞」(吉井健著 「国語国文学漢」所収 一九九九年十二月)による。

(注4)「時代別国語大辞典上代編」(上代語辞典編修委員会編 一九八三年三月三省堂)は、下二段活用動詞「アフ」について、《合・和》を振り漢字とする他動詞と《敢・堪》を振り漢字とする自動詞の二語に分類し、前者を四段活用の自動詞「アフ」に対するものであるとする。一方、「上代語辞典」(丸山林平著 一九六七年七月 明治書院)では、他動詞「アフ」の項目を立てていない。

(注5) ただし音については、用例1～6の考察を以て両者をただちに同音とするのは躊躇される。橋本進吉「万葉仮名類別表」に基づき「へ」の表記について見てみると、「たえる」意で用いられている「アフ」はもっぱら「安倍牟」「安倍受」のように乙類の「倍」を用いて書き表わされるが、「合わせる」意で用いられる「アフ」の表記には乙類の「倍」と甲類の「敵」の両方が用いられており、異音異義である可能性もあろう。

(注6) 「校本萬葉集一〇九」(佐竹昭広他編 一九三二年六月 岩波書店)、「校本萬葉集一〇一七新增補版」(佐竹昭広他編 一九七九年十二月—一九八一年三月 岩波書店)並びに「校本萬葉集一八新增補追補版」(佐竹昭広他編 一九九四年十二月 岩波書店)、「校本萬葉集別冊一〇三」(廣瀬捨三、佐竹昭広他編 一九九四年九月 岩波書店)による。

(注7) 上段は「萬葉集全集本」の訓読、下段は参照した「校本萬葉集」収載の訓読である。両本で異同の見られる場合、「萬葉集全集本」|「校本萬葉集」(寛永版萬葉集)の形で記した。下段は寛永版の訓読を基準に、「校本萬葉集」収載の他写本との異同を記した。

(注8) 解釈の下に付した()は、「萬葉集全集本」の解釈を踏まえた稿者による補足である。

(注9) 「耐」字の用例は「沖つ藻は 邊には寄れども(憶念郡茂播 陸爾播譽辰耐母)」及び「赤玉の光はありと 人は言へど(阿軻娜磨壁 比訶利播阿利登 比陸播伊珮耐)」のような音仮名例のみであった。

(注10) この三字以外にも、「日本書紀」においては、「饜」字に「アへ(ス)」のように訓が付された例が見られるが、動詞ではなく、連用形転成名詞にサ変動詞「ス」を下接させた用例のみであるため、考察対象とはしなかった。

(注11) 略称に関しては次の通りである。また左以外の略称については、すべて国史大系本に準拠する。

〈国〉…国史大系本(慶長九年刊本)
〈吉〉…吉野坂本猷氏所藏本(明德二年書写)

(注12) 見出した例は次の通りである。

- ・ 不堪陪於掖庭 〈景行紀三年二月〉
- ・ 少輿師、則不堪滅賊 〈景行紀十二年十二月〉
- ・ 是朽之不堪用 〈応神紀三十一年八月〉
- ・ 託祝曰、不堪血臭矣 〈履中紀五年九月〉
- ・ 不堪寒以将死 〈允恭紀元年十二月〉
- ・ 不堪共紀卿奉事天朝 〈雄略紀九年五月〉
- ・ 若不堪給 〈欽明紀十二年九月〉
- ・ 以不堪寒 〈天武紀元年六月〉

(注13) 以下にその例を掲げる。

○ 夏草の あひねの濱の 蛎貝に 足踏ますな あかしてとほれ
といひき。故、亦戀ひ慕ひ堪へずて(不堪變慕而 追ひ往きし時、
歌曰ひたまひく…) 〈古事記・允恭紀〉

○ 賀利佐に到る時に、大國王の神、使を遣りて、天日別命を迎へ奉りき。因りて其の橋を造らしむるに、造り畢へ堪へざる時に到りければ(不堪造畢于時到、梓弓を以て橋と爲して度らしめき)。

〈風土記逸文 伊勢国風土記 度會郡〉
○ ここに、朝夕に此の舟に乗りて、御食に供へむとして、此の井の水を汲むに、一旦、御食の時に堪へざりき(一旦不堪御食之時)。故、歌作みして止めき。 〈風土記逸文 播磨国風土記 速鳥郡〉

(注14) 「アフ」の原義を「たえる」と仮定して考察を進めたが、②「複合する」意とした例については、「たえる」という原義を以て解釈できない

い。あるいは原義の仮定に不備があるかも知れない。両語を同一の語と認定すべきかどうかも含めて、各位のご批正を賜りたい。

〔注15〕ただし、「萬葉集」において考察したように、①「たえる」意で用いられる「アフ」がほとんどの場合補助動詞として動詞に下接して用いられることを考慮すると、こうした推定には問題があるかもしれない。

参考・引用文献

著書・先行論文

〔平安時代の漢文訓読語につきての研究〕（薬島裕著 一九六三年三月発行 東京大学出版会）

〔上代における不可能を表す接尾動詞「アヘズ・カヌ・カツ十否定辞」〕（吉井健著 「国語国文学藻」所収 一九九九年十二月）

〔新編日本古典文学全集 萬葉集一〜四〕（小島憲之他校注・訳 一九九四年五月—一九九六年八月 小学館）

〔萬葉集注釈卷一〜二〇〕（澤瀉久孝著 一九八二年十一月 中央公論社）

〔萬葉集全注卷一〜一九〕（伊藤博他著 一九八三年九月 有斐閣）

〔万葉集注卷一〜二〇〕（伊藤博著 一九九五年十一月—二〇〇〇年五月 集英社）

〔校本萬葉集一〜九〕（佐竹昭広他編 一九三二年六月 岩波書店）

〔校本萬葉集一〇〜一七新增補版〕（佐竹昭広他編 一九七九年十二月—一九八一年三月 岩波書店）

〔校本萬葉集一八新增補版〕（佐竹昭広他編 一九九四年十二月 岩波書店）

〔校本萬葉集別冊一〜三〕（廣瀬捨三、佐竹昭広他編 一九九四年九月 岩波書店）

〔國文學〕（一九九七年七月 第四二巻八号 學燈社）

引用本文

〔日本古典文学大系 日本書紀上下〕（坂本太郎他校注 一九六五年七月 岩波書店）

〔日本古典文学大系 古代歌謡集〕（土橋寛他校注 一九五七年七月 岩波書店）

〔日本古典文学大系 風土記〕（秋本吉郎校注 一九五八年四月 岩波書店）

〔寧樂遣文（上・中・下）〕（竹内理三編 一九六五年五月 東京堂出版）

対校本文
〔日本書紀〕（黒板勝美著 國史大系編修會編 一九七一年四月 吉川弘文館）

辞典
〔日本国語大辞典 第二版〕（日本大辞典刊行會編 二〇〇〇年十二月—二〇〇二年十二月 小学館）

〔時代別国語大辞典 上代編〕（上代語辞典編修委員會編 一九八三年三月 三省堂）

〔上代語辞典〕（丸山林平著 一九六七年七月 明治書院）

〔国語学大辞典〕（国語学会編 一九八〇年九月 東京堂出版）

— おくら・けんた、広島大学大学院文学研究科博士課程後期在学 —